

【参考資料】

令和4年第3回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第2号	奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例
議案第4号	奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあってはイ及びウに掲げる場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、<u>当該末日とされた日</u>）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業</u>

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ 略 エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2)・(3) 略 (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	<u>の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</u> ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ 略 （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)・(2) 略

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。 (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) 略	<u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (6) 略 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) 略

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
10 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物（同法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。）の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物に関する建築許可申請手数料	1件につき 延べ面積が100平方メートル以内のものにあっては6万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては8万円	10 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物（同法第6条第1項第4号に掲げる建築物に限る。）の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物に関する建築許可申請手数料	1件につき 延べ面積が100平方メートル以内のものにあっては6万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては8万円
略	略	略	略	略	略
15の3 建築基準法第87条の3第3項又は第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物を一時的に他の用途として使用する場合の許可申請手数料	1件につき床面積の合計が100平方メートル以内のものにあっては6万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては8万円	15の3 建築基準法第87条の3第3項又は第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物を一時的に他の用途として使用する場合の許可申請手数料	1件につき床面積の合計が100平方メートル以内のものにあっては6万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては8万円
略	略	略	略	略	略
18の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）(1)・(2) 略	18の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）(1)・(2) 略
18の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）(1)・(2) 略	18の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、(2)に定める額を加算した額）(1)・(2) 略
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(課税免除の適用) 第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）を法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「課税初年度」という。）以降3年度間に限り、その課税を免除する。 (課税免除又は不均一課税の申請手続) 第4条 第2条の規定による課税免除又は前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 (1) 課税初年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日以後最初の所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項又は法人税法第74条第1項の規定による申告書の提出期限の日まで (2) 略	(課税免除の適用) 第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）を法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の用に供した後において、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税は、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「課税初年度」という。）以降3年度間に限り、その課税を免除する。 (課税免除又は不均一課税の申請手続) 第4条 第2条の規定による課税免除又は前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。 (1) 課税初年度分の固定資産税 当該固定資産税に係る賦課期日から同日以後最初の所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項又は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告書の提出期限の日まで (2) 略